

未成年者口座に係る運用管理者選任届に関する取扱規定 新旧対照表

(変更部分 赤下線部表示)

現行規定	改訂後規定
未成年者口座に係る運用管理者による取引（以下「本件取引」といいます。）については、以下に定めるところに従うものとします。 1. 本件取引に関して生じた行為の効果は、すべて口座開設者に帰属するものとします。 2. 運用管理者は口座開設者の2親等以内の親族とします。 3. 運用管理者の権限の範囲は、ジュニアNISA口座および課税未成年者口座に関する投資意思決定その他取引を実行するために必要な一切の行為とします。ただし、以下の行為は含みません。 ・新規口座開設 ・払出し制限付き課税口座からの資金の払出 4. 投資勧誘その他投資意思の決定に必要な情報提供は、すべて当社から運用管理者に行われることに口座開設者および法定代理人は異存ないものとします。 5. (1) 当社は代理権の存否および有効性について一切の責を負わないものとします。 (2) 口座開設者または法定代理人は運用管理者の氏名等、届出事項に変動または代理権の消滅が生じた場合、直ちに所定の方法にて当社に届け出るものとします。代理権の変動・消滅に関しては、所定の方法によりお届けいただいたもののほか、当社に対して効力を生じません。 (3) 運用管理者の判断能力が不十分になった場合には、口座開設者または法定代理人が、速やかに前号の届出を行うものとします。この連絡を行うことなく、その後運用管理者が行った取引の効力について、一切を口座開設者および法定代理人が負うものとします。 6. 本件取引は以下の場合には廃止となります。 (1) 口座開設者または法定代理人が当社所定の方法により、本件取引の廃止のお申出をされた場合 (2) 口座開設者または法定代理人が死亡したとき (3) 口座開設者が成年に達したとき (4) 運用管理者の判断能力が不十分となった場合 (5) 代理権の存否および有効性に関し争いや疑義がある場合 (6) 口座開設者、法定代理人または運用管理者が本規定に定める本件取引のご利用条件を満たせなくなったとき (7) 口座開設者、法定代理人または運用管理者が法令や諸規則、本規定等に違反し、当社が本件取引の廃止を通告したとき。 (8) 当社が口座開設者、法定代理人または運用管理者との間の信頼関係が喪失したと判断し、本件取引の廃止を通告したとき。 (9) その他当社の判断により本件取引の廃止を通告したとき。 7. 運用管理者に対する当社からの「目論見書の説明および同書面の交付」ならびに「目論見書補完書面の説明および同書面の交付」は、口座開設者本人に行われたものとみなします。 8. 当社からの取引報告書、取引残高報告書等の送付については、運用管理者の住所に対して行うものとします。また、取引残高報告書については、口座開設者の法定代理人および当社が定める年齢に達した後は、口座開設者本人にも送付します。 9. 当社は、必要に応じて、口座開設者、法定代理人および運用管理者に対して本人確認をさせていただくことがあります。 10. 未成年者口座でのお取引は、すべて運用管理者を通じて行うものとします。口座開設者本人または法定代理人から直接当社に注文をいただいても当社はお受けできません。 11. 本件取引においては、当社が口座開設者および法定代理人の個人情報を運用管理者に提供させていただくことを、お申込み時点で同意していただきます。 12. 当社は、口座開設者、法定代理人および運用管理者にあらかじめ通知することなく、本件取引における制度内容の追加、変更を行うことがあります。 附則 この取扱規定は、<u>2016年1月1日</u>より適用されます。	未成年者口座に係る運用管理者による取引（以下「本件取引」といいます。）については、以下に定めるところに従うものとします。 1. 本件取引に関して生じた行為の効果は、すべて口座開設者に帰属するものとします。 2. 運用管理者は口座開設者の2親等以内の親族とします。 3. 運用管理者の権限の範囲は、ジュニアNISA口座および課税未成年者口座に関する投資意思決定その他取引を実行するために必要な一切の行為とします。ただし、以下の行為は含みません。 <u>< 削除 ></u> ・払出し制限付き課税口座からの資金の払出 4. 投資勧誘その他投資意思の決定に必要な情報提供は、すべて当社から運用管理者に行われることに口座開設者および法定代理人は異存ないものとします。 5. (1) 当社は代理権の存否および有効性について一切の責を負わないものとします。 (2) 口座開設者または法定代理人は運用管理者の氏名等、届出事項に変動または代理権の消滅が生じた場合、直ちに所定の方法にて当社に届け出るものとします。代理権の変動・消滅に関しては、所定の方法によりお届けいただいたもののほか、当社に対して効力を生じません。 (3) 運用管理者の判断能力が不十分になった場合には、口座開設者または法定代理人が、速やかに前号の届出を行うものとします。この連絡を行うことなく、その後運用管理者が行った取引の効力について、一切を口座開設者および法定代理人が負うものとします。 6. 本件取引は以下の場合には廃止となります。 (1) 口座開設者または法定代理人が当社所定の方法により、本件取引の廃止のお申出をされた場合 (2) 口座開設者または法定代理人が死亡したとき (3) 口座開設者が成年に達したとき (4) 運用管理者の判断能力が不十分となった場合 (5) 代理権の存否および有効性に関し争いや疑義がある場合 (6) 口座開設者、法定代理人または運用管理者が本規定に定める本件取引のご利用条件を満たせなくなったとき (7) 口座開設者、法定代理人または運用管理者が法令や諸規則、本規定等に違反し、当社が本件取引の廃止を通告したとき。 (8) 当社が口座開設者、法定代理人または運用管理者との間の信頼関係が喪失したと判断し、本件取引の廃止を通告したとき。 (9) その他当社の判断により本件取引の廃止を通告したとき。 7. 運用管理者に対する当社からの「目論見書の説明および同書面の交付」ならびに「目論見書補完書面の説明および同書面の交付」は、口座開設者本人に行われたものとみなします。 8. 当社からの取引報告書、取引残高報告書等の送付については、運用管理者の住所に対して行うものとします。また、取引残高報告書については、口座開設者の法定代理人および当社が定める年齢に達した後は、口座開設者本人にも送付します。 9. 当社は、必要に応じて、口座開設者、法定代理人および運用管理者に対して本人確認をさせていただくことがあります。 10. 未成年者口座でのお取引は、すべて運用管理者を通じて行うものとします。口座開設者本人または法定代理人から直接当社に注文をいただいても当社はお受けできません。 11. 本件取引においては、当社が口座開設者および法定代理人の個人情報を運用管理者に提供させていただくことを、お申込み時点で同意していただきます。 12. 当社は、口座開設者、法定代理人および運用管理者にあらかじめ通知することなく、本件取引における制度内容の追加、変更を行うことがあります。 附則 この取扱規定は、<u>2025年7月1日</u>より適用されます。